

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 政策経営部
 政策総務課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市横島町吹前123-4
 (南山城複写センター)

目次

告 示

○告示第112号 議決予算の公表……………(財務課) …2

公 告

○公告第54号 農用地利用集積計画……………(農林茶業課) …3

○公告第55号 ウトロ地区小規模住宅地区改良事業公的住宅第2
期棟建設建築工事に係る条件付一般競争入札……………(契約課) …3

農 業 委 員 会

○公告第10号 農業委員会定例総会の招集……………5

公 営 企 業

○公告第18号 宇治市排水設備指定工事業者の商号の変更…………5

○公告第19号 宇治市指定給水装置工事業者の指定事項の変更
……………6



宇治市告示第112号

議決予算の公表について

令和3年9月招集の宇治市議会定例会において議決された予算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和3年11月5日

宇治市長 松村 淳子

令和3年度宇治市一般会計補正予算（第7号）

令和3年度宇治市の一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,390千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65,630,086千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
18.財 産 収 入		381,601	424	382,025
	1.財 産 運 用 収 入	74,001	424	74,425
20.繰 入 金		910,833	2,966	913,799
	2.基 金 繰 入 金	896,296	2,966	899,262
歳 入 合 計		65,626,696	3,390	65,630,086

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
2.総 務 費		7,310,769	424	7,311,193
	1.総 務 管 理 費	5,909,697	424	5,910,121
6.農 林 水 産 業 費		309,245	2,966	312,211
	1.農 業 費	232,951	2,966	235,917
歳 出 合 計		65,626,696	3,390	65,630,086

第2表 債務負担行為補正

1. 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
(仮)西小倉地域小中一貫校整備事業（設計委託）	自 令和 3年度 至 令和 5年度	280,000

令和3年度宇治市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度宇治市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 予算第5条中、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

1. 追加 （単位 千円）

事 項	期 間	限 度 額
水道漏水等に係る受付委託業務	自 令和3年度 至 令和6年度	57,000
量水器受け払い及び水道使用開始届等受付事務委託業務	自 令和3年度 至 令和6年度	12,000
道路占用許可申請事務等委託業務	自 令和3年度 至 令和6年度	11,000

公 告

宇治市公告第54号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該計画は宇治市産業地域振興部農林茶業課に備え置いて縦覧に供します。

令和3年10月20日

宇治市長 松村 淳子

1 縦覧に供する農用地利用集積計画

令和3年度第10号

令和3年度第11号

2 縦覧期間

令和3年10月20日以後常時

（揭示済）

宇治市公告第55号

ウトロ地区小規模住宅地区改良事業公的住宅第2期棟建設建築工事に係る条件付一般競争入札について

ウトロ地区小規模住宅地区改良事業公的住宅第2期棟建設建築工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。また、「予定価格等の事後公表試行実施要領」に基づく予定価格の事後公表の試行工事です。

令和3年10月22日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

(1) 工 事 名 ウトロ地区小規模住宅地区改良事業公的住宅第2期棟建設建築工事

(2) 工事場所 宇治市伊勢田町ウトロ51番地の28他

(3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

○建物概要（今回工事部分）

・規模構造 R C造5階建て一部S造

・建築面積 322.29㎡

・延床面積 1,086.46㎡

○工事概要

公的住宅建設に係る建築主体工事（3DK 7戸、2DK 5戸及び集会室）

・建築主体工事 一式

・屋外整備工事 一式

・1期棟部分改修工事 一式

(4) 工 種 建築一式工事

(5) 工事期間 契約日から令和5年3月17日まで 435日間

(6) そ の 他 「ウトロ地区小規模住宅地区改良事業公的住宅第2期棟建設機械工事」、「ウトロ地区小規模住宅地区改良事業公的住宅第2期棟建設電気工事」については、全ての案件に確認申請をすることができるが、いずれか一つの案件のみ落札することができるものとする。

なお、本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。

(3) 4（2）③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

(5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

(6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を建築工事業について受けている単体企業であること。

(7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における建築一式の総合評定値（P）が850点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

(8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。

(9) 以下のいずれかの条件を満たすこと。

① 技術者として延床面積1,000㎡以上のRC造集合住宅の新築、増築又は改築（大規模）工事施工実績（過去10年以内及び元請のものに限る。）を有し、3か月以上の雇用関係にある監理技術者を配置し得ること。

② 会社として延床面積1,000㎡以上のRC造集合住宅の新築、増築又は改築（大規模）工事施工実績（過去5年以内及び元請のものに限る。）を有

すること。

(10) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
- ③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。

(11) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

(12) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

(1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

① 以下のいずれかの書類

- a) 配置予定監理技術者調書1
- b) 施工実績調書

② 配置予定監理技術者調書2

(配置予定監理技術者調書1を提出する場合は不要)

③ 配置予定現場代理人調書

(配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は、不要)

(3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

(1) 確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

令和3年10月22日 午前9時から

令和3年10月28日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(2) 確認申請書の提出

① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。
 なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（正午から午後1時まで

及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501

京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和3年10月22日 午前9時から

令和3年10月28日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、令和3年11月2日に電子入札システムにより通知する。

ただし、紙入札者にはFAX等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。

(4) その他

① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出された確認申請書等は返却しない。

③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書配布

(1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(2) 配布期間

令和3年10月22日 午前9時から

令和3年11月10日 午後2時まで

6 設計図書に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務部契約課

FAX番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和3年10月22日 午前9時から

令和3年11月1日 正午まで

(4) 回答

回答については、令和3年11月2日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和3年11月9日 午前9時から午後6時まで

令和3年11月10日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

令和3年11月11日 午前9時から

8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札

書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の中請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

予定価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、補正係数（α値）を用いて算出する。

なお、最低制限価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。ただし、補正係数（α値）については公表しない。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の

100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本件の契約締結については、仮契約締結後、当該契約議案が宇治市議会の議決を要するものである。当該契約議案の議会の可決を条件に、改めて本契約を締結する。また、本契約については、令和4年1月7日を本契約予定日とし、工期については、令和5年3月17日までとしているが、変更する必要があるため、注意すること。

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び予定価格等の事後公表試行実施要領は閲覧することができる。

19 その他

(1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

(2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名

停止措置を行うことがある。

(3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

(4) 新型コロナウイルス感染症、東日本大震災等の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

(5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び予定価格等の事後公表試行実施要領の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先

宇治市総務部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶3番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

農 業 委 員 会

宇治市農業委員会公告第10号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、第17回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

令和3年10月22日

宇治市農業委員会

会長 吉田 利一

開会日時 令和3年11月5日 13時30分

開会場所 宇治市役所 8階 大会議室

- 付議事項
- 1 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について
 - 2 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
 - 3 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 4 専決事項の報告
 - 5 その他

(揭示済)

公 営 企 業

宇治市上下水道事業公告第18号

宇治市排水設備指定工事業者の商号の変更について

宇治市排水設備指定工事業者規程（平成24年宇治市水道事業管理規程第7号）第10条第2項の規定により、宇治市排水設備指定工事業者から指定工事業者異動届が提出されましたので、同規程第16条第1項の規定により公告します。

令和3年11月5日

宇治市長 松村 淳子

指 定 番 号	変 更 前	変 更 後
第 7 号	有限会社木下工業所	株式会社木下工業所

宇治市上下水道事業公告第19号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定事項の変更について
水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により
、宇治市指定給水装置工事事業者から指定事項変更の届出がありましたので公告します。

令和3年11月5日

宇治市長 松村 淳子

指 定 番 号	変 更 前	変 更 後
第 1 2 5 号	野々村工務店	株式会社野々村工務店
第 1 2 7 号	有限会社宇治ハウジングセンター	株式会社宇治ハウジングセンター
第 1 7 4 号	京滋帝燃株式会社	テイネン株式会社
第 2 3 2 号	三九設備	サンキュー工業